

6月11日援護法改正法 参議院本会議で成立！



6月10日参議院厚労委員会『改正被爆者援護法案』全会一致で採択された。喜ぶ在ブラジル被爆者森田隆さん
(写真：真ん中)

在韓ビタヤ

第51号
2008.7.29

在韓被爆者問題市民会議

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-66-9

ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐

電話 090(4818)7709

郵便振替 00130-2-355828

(もくじ)

在外被爆者支援四団体厚労省へ質問書	2
援護法改正について	3
『中島竜美さんを偲ぶ会』開催	5
二〇〇七年度会計報告	6
第二十回市民会議総会開催	7
微用工の優しい「兄」	7
深川宗俊さんを悼む	7
豊永恵三郎	7
本の紹介	8
小田川興著『38度線 非武装地帯を歩く』	8
韓国原爆被害者協会金龍吉新会長に聞く	9
中国新聞より	9
内藤雅義氏 講演『戦争被害受忍論と在外被爆者問題』	10
書評『韓国原爆被害者の歴史 〜広島・長崎の記憶と証言』 市場淳子	14

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>
E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

2008 年 5 月 22 日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

在韓被爆者問題市民会議（公印略）
在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会（公印略）
日本原水爆被害者団体協議会（公印略）
韓国の原爆被害者を救援する市民の会（公印略）

質 問 書

在外被爆者援護施策の拡充のためのご努力に感謝いたします。

被爆者は、どこに住んでいようと一様に、原爆症や原爆後障害に苦しみ、かつ高齢化が加速しています。

しかしながら、在外被爆者はいまだに日本国内と同等な援護を受けられずにいます。

同等な援護が受けられないという問題について、今日なお裁判係争中のものもありますが、すでに裁判所が日本政府に「平等援護」を命じたものが種々あります。

これらについて、日本政府・厚生労働省はすみやかに実施すべきことは、いうまでもないことです。ところが、いまだに実施されていないものがいくつかあります。

それらに関して、厚生労働省から在外被爆者へは説明は何もなく、地方自治体に問い合わせれば「厚生労働省からの指示待ち」という返答があるのみで、在外被爆者たちは日々いらだちを募らせています。

そこで、裁判所が命じた平等援護について在外被爆者から私たち支援団体に問い合わせのあった件に関して、以下のとおり5点の質問をさせていただきます。

* * * * *

①「葬祭料」の時効について

「手当」の時効は撤廃されましたが、なぜ「葬祭料」の時効は撤廃されていないのですか。

②時効未支給手当のうち、手当記録が残っていないケースについて

厚生労働省はこのような場合について、当初、在外被爆者に手当証書を提示するよう求めました。しかし、在外被爆者のなかに、無効とされた手当の証書を今日まで保管している人は皆無です。そこで、厚生労働省は、手当証書に代わりうる記録があればそれで判断するという方針を出しました。

それを受けて、広島市は昨秋、厚生労働省に、「手当証書に代わるものとして、原爆病院などの医療機関に残っているカルテに記載内容で、支給できないか」との問い合わせをしました。長崎市や山口県からも同様の問い合わせがいつているはずですが、

しかし、その回答はいまだにありません。

手当証書に代わる具体的な記録についてのお考えを早急にお示しください。

③402号通達による被害に対する賠償について

昨年11月1日の最高裁判決を受けて、舩添厚生労働大臣は「原告になっていない方で同じ立場の人はどういうふうな形で対応するか、財務省を含めて関係省庁と今協議中で、できるだけ皆様をお救いする形で努力している」（2007年11月6日閣議後の記者会見）と述べられましたが、協議の結果はどうなったのでしょうか。

また、協議結果について、いつ、どのように、在外被爆者に告知されるのでしょうか。

④居住国からの原爆症認定申請について

厚生労働省が2008年4月から実施を始めた「原爆症認定新基準」が、大韓赤十字社を通じて韓国原爆被害者協会にも告知されました。

在外被爆者のなかにも、新基準に該当する人はたくさんいますが、居住国からの原爆症認定申請が認められていないために、多くの人が申請をあきらめています。

在外被爆者の居住国からの原爆症認定申請が認められない理由は何ですか。

⑤「現況の届け出」の期間について

厚生労働省は、現在、在外被爆者に対して「現況の届け出」を毎年5月中にするよう求めています。在外被爆者からは「短すぎるのでせめて2か月にできないか」という声も上がっています。期間延長に対するお考えをお聞かせください。

* * * * *

以上の質問に関し、すみやかにご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以上）

【連絡先】

在韓被爆者市民会議

〒114-0024

東京都北区西ヶ原3-66-9

ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐

電話 090-4818-7709

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正について

笹本征男（運営委員・会代表）

二〇〇八年六月十一日、参議院本会議において、原子爆弾被爆者の援護に関する法律改正法が成立した。前日の六月十一日、ブラジルから来日していた、在ブラジル原子爆弾被爆者協会会長の森田隆さんは、参議院厚生労働委員会において、法律改正案が全会一致で可決された場に立ち会っていた。一面にその時の森田さんの喜びにあふれた姿の写真があるので、ご覧いただきたい。今回、改正された法律の全文を紹介する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項中「被爆者健康手帳」を「第三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「善二項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 被爆者健康手帳の交付をうけようとする者であつて、国内に居住地及び現住所を有しないものは、前項の規定にもかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。

附則第四条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者（被爆者であつて国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以

下同じ。）に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係わるこの法律による改正後の原爆被爆者に対する援護に関する法律の第十一条の規定の申請の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上が改正された法律である。法律の文章というものは、難解である。改正された法律の条項を読んでも、よく分からないことがある。ちなみに、改正された部分を、現行の法律の条項と比較する。

現行の法律の第二条は「被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならぬ。」となっている。今度の改正では、この第二条に「2 被爆者健康手帳の交付をうけようとする者であつて、国内に居住地及び現住所を有しない

ものは、前項の規定にもかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。」という部分が追加された。この追加部分が重要なのである。

なお、改正案が、議員立法として提出された時に付されていた「理由」も紹介する。「国外において被爆者健康手帳の交付を希望



採決を待つ森田さん

する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにする必要がある。これがこの法律案を提出す

る理由である。」

つまり、改正された法律は、提出された法律改正案の理由にある、「国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにする」ことを規定しているのである。改正法が施行される場合の具体的なことは「政令で定める」ことになっている。今後、

『中島竜美さんを偲ぶ会』開催（〇八・三・二八）

急逝した中島龍美氏（〇八・一・一〇死去）を偲ぶ会が、氏と早くから親交があった大澤郁夫氏の居宅、劇団展望で開かれた。

それぞれが、故人との縁を語り、在韓被爆者問題一筋に生きた氏の生涯を偲ぶ、佳い集いとなった。

そのさいの方たちの発言を順序不同で、思い出すままにあげたい。録音によるものではないので、筆者の都合で席を離れ、聞き漏らした方もあり、そこはご寛容を乞いたい。（石川逸子）

▽「ソフトで柔らかく、自分がしてきたことをいかにもやってきたなどという印象を与えないひとだった。被爆者問題、在韓被爆者問題、日本の戦後の問題にこだわり、基本懇答申が在韓にふれていないことを指摘されたことは大きい。」

▽「広島テレビのドキュメンタリー作品のプロデュースだけでなく、活動されて

どのような内容の政令を政府が作成するか、注視することが必要である。さらに、改正法の（検討）という部分に規定された、医療費の支給問題について、改正法は政府に対して、検討を求めている。このことについても、私たちは注視していかなければならない。

も驕ることなく、運動が切り開いていく道を常に考えていたひとだった。」

▽「私は一三年間ブラジルで暮らし、盆子原さんと同じ山奥で、同じ釜の飯を食いました。ブラジルの被爆者の方のお世話をするなかで、中島さんと会いました。今年、年賀状をはじめて出したら、『今後ともよろしく』と返事が来て、『ブラジル

の森田さんも年輩なのでよろしく願います。』と。その数日後に計報が届きました。」

▽「私は一六歳で被曝。一九八二年世田谷の長尾会長（当時）に誘われて運動に入った。中島さん宅で、家内に誘われ、在韓の方々についてのビデオを見ました。そこに写っていたひとが訪日団で来られ、東海寺でお会いし、それが縁で、四五周年記念行事の一つで、二人の被爆者で韓国に交流の旅をしました。何かに付け、サジェスチョンを頂いてきました。」

▽「昨年の一二月二四日、広島で講演され、これからの課題を突きつけていかれました。」

▽「孫振斗裁判のとき、東京でのビラまきに参加しました。密航者とわかって運動がすうっと引いていき、それはおかしいのではと思ったからでした。」

▽「在日同胞で知り合いは、たくさんいますが、ことが韓被爆者問題については、すべて中島さんに頼ってきました。正確を期さねばならないことに、いつも丁寧にやさしく教えてくれ、世話してくれました。おごらず、たかぶらず、稀有な方でした。」

▽「日本図書センターで、『日本原爆の記

録』七巻を二人でやりました。充実した二年間で、肉声で彼の想いを聞きました。運動というのは自然発生するわけではなく必ずキーマンがいる。在韓被爆者運動のキーマンは中島さんだった、と思います。」

▽「一三歳のとき長崎で被曝しました。中島さんとは一九六〇年後半からの長い付き合いです。控えめな方でしたが、いつも東友会を支え、励ましてくれました。ヒバク怪獣という漫画を、中島さんのお嬢さん（小学生）が見つけられて、私たちが出版社に抗議に行ったこともありました。」

『原爆文献を読む会』は、中島さんが中心で、パワーに満ち溢れた会でした。」

▽「番組を作る以外にたくさんのかたを聞かせてくれました。禅問答のようにボツリと言う方でした。九六年、佐伯敏子さんの取材をしようとしたとき、某放送の取材がいやでこちらも拒否されて困っていたところ、中島さんが佐伯さんに長い手紙を書いてくれて取材ができました。」

▽「ひよんなきっかけで、在米被爆者の倉本さんに会ったとき、韓国にはたくさん被爆者がいると言って、中島さんを紹介してくれたのです。韓国被爆者の写真展を開く最初のきっかけを中島さんに作ってもら

いました。『がんばってください。』私への最後の手紙です。」

▽「大きなことを言わず、大きな声を出さず、自己表現の場になりやすい市民運動のなかで、そういったことは露なかつた人でした。戦後民主主義を体現したなかで、その限界を突き抜けることを苦慮しておられました。若いひとにどう引き継ぐのか、オランダの俘虜だったひと、北朝鮮の被爆者をどうするかなども。」

▽「在外被爆者の取材のためにネットで探して中島さんを見つけ、取材しました。被爆者の視点から一步下った中島さんの視点に貴重でした。以後、記事を書くときには必ず相談し、長時間の電話をしました。『運動の数少ない理論家ですよね』と言ったら、『私はジャーナリストです』と言われました。」

▽「的確な映像を作るという大きな仕事をされた。普段着で運動を続けたひと、もっぱら中島さんに教えられ、記事を書いてきました。」

集いの終わりに、ご子息の直人さんが、家族からみた中島さんについて、語った。

「家に、チャップという猫がいて、夕食になると、父がチャップを呼びにいったい

ました。呼ぶと、車のかげから出てきて、それから一緒に歩いてきます。猫のスピードとともに。へこのひと、猫と一緒に歩けるひとなんだ」目撃してそう思いました。

息子である私にも、強制せず、対等につきあってくれました。高校のとき、留学でアメリカへ行ったのですが、一度手紙が来て、『戦争のとき、日本政府がアジアのひとたちの国も言葉も奪いながら、それを無視しつづけていることを自分は怒っている。許せない。』とあって、はじめて父が怒りを表現した言葉を見ました。『ちよっと書きすぎてしまいました』と付け加えたところが、彼らしいのですが。それが、父のバックボーンなのだろうな、と思いました。マイペースで生きたひとです。」

市民会議代表となった笹本さんが、ひとこと。

「はじめて会ったとき、彼は三八歳でした。それから四十年間くらい、つきあってきましたが、一度もあれやれ、これやれ、と言われたことはありません。友でした。

二十年前、一度だけ怒られたことがあります。テレビ出演の依頼を引き受けようとしたら、『仮説なのに、ちがっていたら視聴者にどうやって責任をとるのか』と。」

2007 年度会計報告

在韓被爆者問題市民会議 (2008.5.30)

自 2007.4.1 至 2008.3.31

前年度より繰越

454,902.-

収入

会費

174,000.-

但し 58 名

寄付

102,000.-

但し 22 名

個人

85,591

1 名

団体

90,000

但しブラジル被爆者協会

書籍販売代金

5,000.-

集会参加費

27,000.-

合計

483,591.-

支出

会報等印刷、事務費

570,910.-

振込手数料

1,942.-

会議費 (会場費)

32,402.-

文具

330.-

在外被爆者来日諸費用

80,805.-

合計

686,389.-

差引残高

252,104.-

以上のとおりご報告いたします。

会計

有岡道夫



監査の結果、上記に間違いありません。

会計監査

斉藤喜子



ご支援ありがとうございました。2007年度会計を別表の通り報告申し上げます。58名の方から会費を頂戴し、22名の方々から寄付をお寄せいただきました。厚く御礼申し上げます。お手数ですが本年度会費三千円を、同封の振込用紙をご使用のうえ、お振り込みくださいますようお願いいたします。

第二十回在韓被爆者問題市民会議

総会開催

及川 佐（市民会議運営委員）

第二十回在韓被爆者問題市民会議総会が、二〇〇八年六月二十七日、豊島区男女平等推進センター（エポック10）で開催されました。二〇〇七年の総会から今総会までに大きな出来事が幾つもありました。とりわけ六月十日、参議院本会議で『被爆者援護法改正（案）』が通過し成立したことは、特筆すべきことでした。これにより在外被爆者の方々が国外から手帳申請の道筋が大きく開けたました。詳細は年内に省令や通達などによって具体化されることとなります。また昨年十一月一日の三菱徴用工裁判での最高裁判決は大きな意味を持っており四〇二号通達の違法性及び国家賠償を認めたことでした（会報49号参照）。今後この判決をもとにその適用を広げることが急務になります。

本年一月十日本会の代表であった中島竜美が急逝しました。創立以来の重要なメンバーであっただけではなく孫振斗裁判も含め長く在韓被爆者問題に取り組んできました。市民会議創立二十年を目前に失ったことはきわめて残念なことでした。総会では

1. 活動報告、2. 今年度の基本的方向が発表・討議されました。活動として、会報を第四十八号、四十九号、五十号と三号発行しました。総会では、「会報にみる一年間の活動」という会報の目次の一覧を配布しました。また本総会に今援護法改正法に尽力していただいた国会議員の二名のかたのメッセージも紹介しました。今年度の基本的方向として、

徴用工の優しい「兄」

深川宗俊さんを悼む

四月五日「三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会」の第十回総会。深川宗俊さんは出席され、最前列で車いすに座ったまま報告を聞き、笑顔でうなずいておられた。これが私が生前お会いした最後になった。

深川さんは戦時中、広島の子供として徴用された朝鮮人徴用工の指導員で、八月六日、徴用工とともに被爆。戦後は詩人の峠三吉らとともに「反戦詩歌人集団」を結成したり、「われらの詩の会」などで活躍された。一九五五年からは歌誌「青史」を

① 在外被爆者支援

裁判闘争支援／議員懇話会との連携

② 例会・日本での原子力開発について

③ 会報50号合本作成

④ ホームページ更新・充実・ブログ開設
財政報告については、別項の報告をご覧ください。運営委員会について、今年度も昨年度と同じ陣容で活動することが、承認されました。

豊永恵三郎

半世紀近くにわたり主宰された。

最初の出会いは六〇年代。文名を慕い訪ねた私のような若者にていねいに対応。文芸サークルの講師のお願いも快く引き受けてくださった。私は七一年訪韓し、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」に入会。徴用工の未払い賃金問題で立ち上がられた深川さんと、在韓被爆者問題支援に向け一緒に運動するようになった。

九五年十二月、原告四十六人が、三菱と国を相手取り広島地裁に提訴。未払い賃金などの支払いと在外被爆者への援護

法適用を求めたものだ。

その裁判で、深川さんがたんねんに集めた調査資料が力となった。一審は敗訴したが二〇〇七年十一月、脳梗塞で、言葉を発することができなくなられた。しかし、その後も体調が許す限り、傍聴席に足を運ぶなど活動は衰えなかった。私たちが望んだ資料も、できるだけ用意してくださった。

「自分は原爆の被害者であるが加害者でもある」とおっしゃっていた。加害の面が、元徴用工への支援活動の原動力だった。私がかつた元徴用工たちは、深川さんを兄のように慕っていた。戦争中の企業は徴用工に厳しい処遇だったろうが、優しく接しておられたのだと思う。行政や三菱との交渉に私も同席したが、激高することなく訴えておられた姿が心に残る。

深川さん、長い間ご苦労様でした。運動はまだ続きますが、天国で徴用工の皆さんと語り合い、私たちを見守ってください。

（韓国の原爆被害者を救済する市民の会

広島支部長）

△本の紹介▽

小田川興『38度線 非武装地帯をあるく』高文研、二〇〇八年六月、一六〇〇円。

紹介者 笹本征男



著者の小田川興さんは、朝日新聞ソウル支局長、編集委員を経て、退社後の今は、早稲田大学と聖学院大学の客員教授である。そして、私たちの在韓被爆者問題市民会議の運営委員でもある。

小田川さんは、本書の「はじめにー非戦平和への旅として」の中で、「一九六八年、在韓被爆者問題でスタートした私の朝鮮半島取材は今年で満四〇年になります」と書いている。

著者は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の首都平壤を訪問した時に体験し

たことから、本書を書き始めている。宿舍の普通江（ポトンガン）ホテルの前の公園の池での出来事である。同行したNHK北京支局の記者が、公園で遊んでいた子供達に大型のテレビカメラを向けた。

「突然、子らの顔に恐怖の色が走ったのです。次の瞬間、一人残らず蜘蛛の子を散らすように走り出しました。背をまるめて私たちの数メートル先を走りぬけた一人は、池の周囲を囲っていた高さ一メートル余りのコンクリート堤から下に飛び降りました」。著者と記者は、子供達には、テレビカメラのズームレンズが銃口に見えたのであろうと考えた。「平壤の子供たちの恐怖におびえた瞳は、長い間私の意識の底に眠っていた防空壕体験の暗い記憶を呼び覚ましました。」と、アジア太平洋戦争の時、三歳であった著者は、疎開先の青森県の祖父の家の防空壕での、米軍の空襲の思い出を語る。

「こうして私にとっては、敗戦直前の日本と戦後四〇年の北朝鮮での二つの体験が結びつき、それが朝鮮半島の平和を考える「原点」となりました。」

簡潔で鮮やかな筆致である。小田川さんが私に、いつか脚本を書いてみたいと話していたことを思い出す。

韓国原爆被害者協会――

金龍吉新会長に聞く

二月に韓国原爆被害者協会会長に就いた金龍吉氏(68)が、就任後初めて来日し、被爆者健康手帳の申請しようにとした。条件を満たした広島市を訪れた。韓国の被爆者援護をめぐる課題や今後の活動に向けた抱負を聞いた。(森田裕美)

被爆後、二度目の来日です。五歳で被爆し、二カ月後、母国に帰った。在外被爆者に健康管理手当が支給されるようになった二〇〇三年、

援護充実へ交渉に全力



「同じ被爆者。格差を早く解消してほしい」と訴える金会長

二月に韓国原爆被害者協会会長に就いた金龍吉氏(68)が、就任後初めて来日し、被爆者健康手帳の申請しようにとした。条件を満たした広島市を訪れた。韓国の被爆者援護をめぐる課題や今後の活動に向けた抱負を聞いた。(森田裕美)

被爆後、二度目の来日です。五歳で被爆し、二カ月後、母国に帰った。在外被爆者に健康管理手当が支給されるようになった二〇〇三年、

援護充実へ交渉に全力

被爆者が、海を渡るのは困難だ。医療費助成にも上限額を定めており、国が全額を負担する日本の被爆者と格差がある。

「昨年十一月、在外被爆者を放置してきた日本政府の責任を認め、韓国人民元徴用工への国家賠償を命ずる最高裁判決が出ました。国家賠償を求める権利は、原告のみならず、放置されてきたすべての在外被爆者にあるはずだ。日本政府は反省し、責任を果たす。」

「賠償を求め、新たな訴訟を望む声が韓国やブラジルの被爆者から出ていますね。できれば交渉を通じて、平和的に解決したい。日本政府は司法が出した結論に当然従うべきで、さらに裁判をしないとは解決を図れないのはおかしい。」

「今後の抱負は、広島で生まれ、幼少期を過ごした同じ被爆者なのに、長い間、援護に差をつけられていた。実情を知りたい。会長として日本政府との交渉に努め、責任を果たす。」

本書の副題「非武装地帯をあるく」の後ろに《板門店・臨津江・金剛山・鉄原・江華島・実尾島・白翎島・開城》と地名が掲げられている。これが著者が訪ねた場所の地名であり、本書はこの順序で編集されている。これらの地名の章の前には、「南北分断」と「朝鮮戦争」という章があり、いかに日本と深い関係にあるかが述べられている。そして、最後の地名の章の次は、「旅の終わりに―戦争記念館にて―」で終わっている。

ている。

著者は、それぞれの場所を訪れながら、現在の状況と過去の歴史をうまく絡ませながら記述している。本書は、すぐれた現在の旅行記であると同時に歴史への入門書でもある。

読者は、本書を読んで、今すぐにその場所を訪れたいと思うであろう。私は、江華島(カンファド)の章で、在韓被爆者の郭貴勲さんの写真と紹介の文章に出会い、思い

を新たにした。読者は、それぞれに、自分にとっての発見を、本書から得ることができよう。

著者は、最後に「国家関係がどうであれ、民衆の日常に根を下ろす隣人同士のきずなは決して崩れ去ることはない。」と結んでいる。

若い人々を含め、多くの人々に、本書が読まれることを希望する。

韓国原爆被害者協会の金龍吉新会長に聞く

2008年5月23日付中国新聞より

講演（二〇〇八年六月二十七日）

戦争被害受忍論と在外被爆者問題

内藤雅義（弁護士）

第一 戦争被害補償をめぐる国家主義と受忍論

一 戦後処理補償立法経緯と国家主義

一九四五年八月、日本がアジア・太平洋戦争に敗北した後、連合国軍による占領が始まった。総司令部（GHQ）は戦前の軍人恩給を停止した。一九五二年四月、サンフランシスコ平和条約が締結され、日本は独立した。この年、戦後処理補償立法として戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された。しかし、この法律の原則的な要件は、戦争への協力という国家存立ないし国家の価値への協力が前提であった。つまり法律の対象となる人々は、戦争の被害者ではなく、戦闘の参加者であった。例えば、国家総動員法による総動員業務協力中の者、陸軍、海軍の要請による戦闘参加者などであった。したがって、一般戦災者は含まれない。さらに、この法律には、国籍条項が存在し、日本国籍を持つことが受給要件であった。また、日本国籍を失った者は権利を喪失した。このような戦争への協力を補償の前提とする規定は、武力攻撃事態等における国民保護法の第一六〇条の損害補償の条項に見られる。

一九五六年四月、厚生省引揚援護局長は、各都道府県に対し「靖国神社祀事務に關

する協力について」という通知を出した。この通知は、恩給法と戦傷病者戦没者遺族等援護法で「公務死」と認められた者を「合祀予定者」として選び、厚生省引揚援護局に提出することを指示していた。厚生省はこの名簿（御祭神名票）を靖国神社に送付し、靖国神社は名簿により合祀するのである。

また、注目すべきは、沖繩戦と戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係についてである。この法律は、一九五三年、沖繩に適用された。当時、沖繩は米軍の占領下にあり、日本国憲法以下、日本の法律は適用されていなかったが、援護法だけは適用された。先に述べたように、援護法の原則的な要件は、戦争への協力であった。当時、その適用をすすめた沖繩の職員等は、善意であったのだろう。しかし、集団自決をした人々の相当数が、戦闘協力者という形で援護法の適用を受けていたことが、集団自決が強制なのか、自発的意思なのかという現在の教科書問題に影を落としていることを忘れてはならない。

二 一般戦災者への受忍論

このような戦争協力者に対する補償との

対比で注目すべきなのが、一般戦災者に対する戦争被害受忍論である。

これまで戦争被害の受忍論をめぐる、少なからざる訴訟が提起されている。在外資産補償訴訟（昭和四三年十一月二十七日、最高裁大法廷判決）では、在外資産の補償などは「一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである」と最高裁は判断したが、その際、「戦争中から戦後占領期にかけての国の存亡をかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲または戦争損害として、国民ひとしく受忍しなければならなかったところ」という一般戦災受忍論が述べられた。そして、これが立法がない場合のリーディングケースとなり、その後の名古屋空襲訴訟最高裁判決（昭和六十二年六月二十六日、小法廷判決）では、国会における立法行為（立法不作為を含む）を不法行為を問う場合に、一見明白に違憲であるような立法を行わない限り、国家賠償法上、違法ではない、と判断が加えられ、また、シベリア抑留訴訟最高裁判決（平成九年三月十三日、小法廷判決）では、「上告人らが受けた損害も、戦争損害の一つであり、これに対する補償は、憲法二十九条三項の予想しないところといわざるを得ない」として、人身損害についても憲法29条3項による直接請求ができないという判断が示さ

れ、泡得手受忍論が述べられている。

そこで、受忍論という概念が、どのようなものかを損害賠償法の中で見てみる。生活妨害の場合に、「受忍限度論」というのがあり、これが戦争被害受忍論と極めて近い概念である。この考え方は、社会生活上の必要性から、一定の私的利益として我慢できる限度については、損害賠償や差し止めができないというものである。例えば、都市における生活では、日照権が奪われても、利害調整のために我慢しなさいといった形で用いられる。これとの関係で戦争被害受忍論に近いものとして、基地の騒音公害についての受忍限度論がある。そこで問われたのは、米軍基地の公共性論と損害賠償及び差し止めとの関係である。厚木基地訴訟東京高裁判決（昭和六十一年四月九日）では、「この高度の公共性のある防衛関連行為に随伴して生ずるある範囲の犠牲について、国民がこれを受忍することを要求されるのは、事柄の重要性との対比においてやむを得ないところと解すべきであり」と判断した。厚木基地訴訟最高裁判決（平成五年二月二十五日、第一小法廷）は、損害賠償を否定した原審を差し戻しつつ、差止を否定した。

そこで、原爆被害についての受忍論に移りたい。

ご承知かと思うが、一九八〇年十二月十一日、厚生大臣の私的諮問機関の原爆被害者対策基本問題懇談会（基本懇）は、園田厚生大臣に「原爆被害者対策の基本理念

及び基本的あり方について」（基本懇意見書）を提出した。この意見書は次のように述べている。

「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等については、その犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民が等しく受忍しなければならぬところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というようにないわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為などの法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかない。」

さらに、意見書は次のように述べている。

「従来国のとってきた原爆被害者対策は、原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当ではない。また、原爆被害者の犠牲は、その本質及び程度において他の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の被害』であることを考えれば、国は原爆被害者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って、被害の実態に即応する適切妥当な措置対策をこぎうずるべきものと考ええる。」

意見書に見られる考え方は、裁判所における受忍論の延長であるけれども、基

本懇でとわれていたのが、政策の在り方の問題であったのに、裁判所における解釈論のような受忍論を展開しただけではなく、裁判所の判決では、「国の存亡をかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていた」あるいは、「国民ひとしく受忍しなければならなかった」という形で、過去の戦争に対する受忍が判断されていたのに対し、基本懇意見書では、「国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民が等しく受忍しなければならぬところ」として戦争一般について、これからも受忍すべきだという意見を述べており、平和的生存権を定めた憲法における政策判断として大きな問題のあるものであった。

三 外国人戦後補償裁判と責任否定論

次に、外国人の戦後補償問題を考えてみよう。ここで問題になっているのは、日本人との平等性や除斥期間論と賠償請求放棄論である。台湾人軍人等訴訟最高裁判決（平成四年四月二十八日、第三小法廷判決）で問題となったのは、日本人の軍人軍属との平等のもんだいであった。最高裁は、日華平和条約で外交交渉で解決する予定にされていたのでその後、立法等がなされていないことも、違法とまでは言えないとした。次ぎに、中国人強制連行広島訴訟等最高裁判決（平成十九年

四月二十七日、第2小法廷判決）では、日中共同声明により、賠償請求権の放棄条項により、個人の裁判上の請求権は放棄されたので裁判上請求できないとした。

このような形で、外国人については、平等性が問題となるため、事後的に裁判上の救済はできなくなった（この点は、日本人の戦後補償で裁判上予定されていないのと似ている）レトリックで請求を棄却したものが多。

四 戦争被害を受忍させることについての二つの論点

戦争被害の受忍論を考える場合に二つの問題がある。

一つは、戦争責任＝戦争の評価（戦争の目的）との観点から見た問題である。この点からは、違法な誤った戦争について国民は協力する義務はないと考え、違法な戦争である以上、被害を受けた国民こそ、まず補償しようという考え方が問題となる。これは、戦後のドイツの補償がこれに近いであろう。次に、国家の存立を前提にしても、個人と国家の関係からいえば、そもそも国家は国民に戦争を受忍させられない。つまり、国家重視か、それとも個人・人権を重視するか、である。

第二 例外立法としての被爆者法制と在外被爆者

一 被爆者法制と国家主義の枠

被爆者法制には、二つの特殊な意味がある。一つは、戦争協力者以外での戦争被害

法制としての意味であり、この点、被爆者法制は唯一の例外ともいえる。国は、被爆者法制の制定に当たって、国民運動としての原水禁運動を無視することはできなかったと思う。一つ目の意味は、国籍条項が不存在であるということである。これは、在日の外国人被爆者の存在が大きかったのだと思う。

このような二つの例外に対して、国家主義を守るために、国は次のような論理を展開してきた。原爆被害を原爆の放射線に限定し、一般戦災者に戦争被害を及ぼさないようにしていることである。次に、原爆被害を社会保障法制による国家の枠内（救済法制）に留めてきたことであるが、これは実質的に失敗している。

二 在外被爆者問題は国家の枠内を超えるのか

孫振斗訴訟最高裁判決（昭和五十三年三月三十日、第1小法廷判決）は「原爆医療法は、このような特殊な戦争損害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるとする一面も有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」とした。孫振斗さんは、外国から原爆被爆者の補償の問題を社会保障の枠内か、あるいは国家補償かという問題提起をした。しかし、孫振斗最高裁判決を受けながら、前述した基本懇は、受忍論を展開し、国内被爆者の問題として処理した。この点で、外国人被

爆者と一緒に問題提起をできなかったことの問題点を感じる。

次に、在外被爆者への健康管理手当は、一度権利が発生したら、法律で定めた権利の喪失事由が発生しない限り、権利は消滅しない。ところが、国は、被爆者法制は、社会保障であり、社会保障は相互扶助のためのものであり、国家の外に出れば、権利は消滅するとして在外被爆者の権利を否定してきた。

三菱徴用工訴訟は、その点の争点でもあった。その最高裁判決（平成十九年十一月一日、第1小法廷判決）は、「原爆二法には、被爆者が日本国内に居住地を有することがそれらの法律の適用の要件となる旨定めて明文の規定が存在しないばかりか、法の定めるところによっていったん『被爆者』について発生した各種手当の受給権が、『被爆者』が日本国内に居住地を移すことによって失われる旨を定めた明文の規定も存在しないのである。にもかかわらず、四〇二号通達発出当時、上告人の担当者は、そもそも在外被爆者が各種手当の受給権を取得することがあり得ることを認めるに至りながらも、なお、現実にこれらの受給権が発生した後になって、『被爆者』が日本国外に居住地を移したという法律に明記されていない事由によって、その権利が失われることになるという法解釈の下に、四〇二号通達を発出したことになるのである。」とし、「上告の担当者が、原爆二法の解釈を誤る違法な

内容の四〇二号通達を发出したことは、国家賠償法上も違法の評価を免れないものである。」と国家賠償を国に求めた。

このように、在外被爆者について、法律が存在していたことの意味は極めて大きかったのである。

第三 戦後補償の基礎に在るべきものとしても

平和的生存権と原爆被害

憲法前文は、全世界の国民が恐怖からまぬがれ、平和のうちに生存する権利を有すると規定している。すなわち、人類としての認識と相手国民の人権を守ることその内容である。歴史的な国家主義（国家存立）と人権の問題があり、日本国憲法の独自性には、国家を守ることによって人権を守るのではなく、相手の人の人権を守ることによって、人権を守るという考え方がある。日本は、戦後と戦争で被害を与えたアジアとの和解については、戦後の日本は対米従属を維持し、アジアを軽視してきた。利害だけで動いてきたのである。それはアジア諸国に対する戦後の賠償問題に典型的に見られる。

一方、アジアの側にも問題点がないわけではない。最近出版された朴裕波さんの本『和解のために』平凡社）が取り上げている視点が注目される。韓国を含めたアジア諸国にも靖国的なものがあり、国家主義の醸成が残されている。日本の戦争責任を追究する際、人権の視点ではなく、国家主義の視点で責任を追及していたのでは、真の

意味の和解はないのではないか。また、例えば、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の状況について、そこに住む人々の人権を考え、どうするのが一番望ましいのかを考えることが必要である。つまり個人の価値をどこまで置くのかということである。

アメリカによる原爆の使用の後、核兵器と戦争の意味が変化した。アインシュタインは次のように述べている。「原子力の開放は、われわれの思考法を除くおよそ一切のものを変えてしまった。かくしてわれわれは前代未聞の破局に直面している。もし、人類が生存すべきであるとするならば、われわれは本質的に全く新しい思考法が必要である」。この点で、ラッセル・アインシュタイン宣言も重要である。

次に、平和的生存権から見た在外被爆者問題が持つ重要性について述べる。人類・人間・個人対国家という観点が大切である。在外被爆者には、国家限定はないので、この部分を法律的に拡大することが重要である。

最後に、一九五六年八月十日の日本被団協結成大会宣言を紹介したい。

「私たちがこのような立ち上がりの勇気を得ましたのは、全く昨年八月の世界大会のたまものであります。あの大会で同胞の皆さんや、世界の皆さんたちにかすかな声が聞きとられて、私たちに温かいまなざしが向けられ愛の手がさしのべられはじめてから、私たちは急に元気づいてまいりました。私たちはこの機会に全世界の皆さんたちに心

からの感謝と立ち上がりの決意を披瀝したいと存じます。

又、私たちのこの感謝と決意の言葉は、あの瞬間に無残な死をとげ、又、その後ののろべき原爆症でつぎつぎに死んでいった三十数万の父や母、息子や娘、夫や妻たちの声なき声に代っての言葉としてお受けとりいただきたいのです。

私たちは今日の集まりで亡き人々をしのび、又長い年月のかぎりない思いを互いに語り合いました。しかし、私たちの胸につもったかなしみと怒り、悩みと苦しみについてのつきることのもない語り合いは、決してひとときのなぐさめや、きやすめのためではありませんでした。手をつないで決然と立ち上がるためにほかなりませんでした。世界に訴うべきは訴え、国家に求むべきは求め、自ら立ち上がり、たがいに相救う道を講ずるためでありました。

かくて私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります。」

（文責・笹本征男）

『韓国原爆被害者の歴史』広島・長崎の記憶と証言

(鄭根植・編、晋珠・採録、市場淳子・訳、明石書店、二〇〇八年五月、三五〇〇円税別)

市場 淳子 (韓国の原爆被害者を救済する市民の会・会長)

アメリカ軍の広島・長崎への原爆投下から六〇年目の二〇〇五年八月、韓国で、二人の原爆被害者の証言を収めた本、『苦痛の歴史』原爆の記憶と証言』が出版された。編者の鄭根植さんは、日本植民地下の朝鮮や台湾におけるハンセン病政策、一九八〇年の光州民衆抗争の記憶、などの研究に取り組んでこられた方で、晋珠さんは彼が教鞭をとっていた大学の大学院生だった。

晋珠さんは、彼女の生まれ育った地域で活動している韓国原爆被害者協会湖南支部の協力を得て、支部の原爆被害者たちを訪ねて歩き、さらには同協会を創設し協会運動を率いてきた郭貴勲さんと徐錫佑さんをソウルに訪ねて、証言を採録した。

原爆被害者たちは、日常生活の場で、自分の孫の世代にあたる若い韓国人の晋珠さんの前に、日常の言葉(韓国語の方言)で、原爆被害者としての体験や想いを忌憚なく語った。それゆえに、証言からは、二人各人の植民地体験・被爆体験に加えて、韓国での原爆被害者としての暮らし・苦労・想いが、じつにリアルに読みとれる。

また、証言者二人のうち、四人が徴兵で、六人が徴用で、広島や長崎に連れて行かれ、残りの一人は生活の糧を求めて日本に渡った人やその子どもたちである。そして、一六人が広島で被爆し、五人が長崎で被爆している。したがって、二人という少数人数の証言集ながらも、本書を通じて、韓国人が被爆するにいたったさまざまな経緯を知ることができる。

さらに、この証言集の特徴として、二人の証言採録時期が、ちょうど、郭貴勲さんの大阪高裁勝訴により四〇二号通達の違法性が確定し、韓国でも手当が受け取られるようになった時期と重なっていた点を挙げうる。証言活動が行われた時点で二人の証言者のうち一人が被爆者健康手帳の交付を受けていない。その人たちは、手帳を取りたくても被爆の事実の証人がすでに亡くなり、手帳を取ることに難しさ、なかなか取れない悔しさを、吐露している。このような証言集の日本語出版を企画したのは、韓国の政府機関である「東北亜歴史財団」だった。同財団は、「侵略戦争と

原爆の被害を受けた韓国人原爆被害者の体験と、その体験から得られる『絶対に力で他国を侵略してはならず、核兵器は廃棄されなければならない』という教訓を、韓国と日本で共有する」ために、『苦痛の歴史』の日本語翻訳出版を決定したという。

原書が韓国で出版されてから三年の歳月が流れようとしているが、その間に、手帳を取得できた人は一人だけで、その一人を含めて六人の証言者がこの世を去った。韓国原爆被害者問題は、被爆者援護法の平等適用ですべて解決できるものではないこと、韓国には手帳が取れないために被爆者援護法の適用さえも受けられずにいる人がたくさんいることを、二人の証言から読みとっていたきたい。在韓被爆者が経てきた苦労、暮らし・想いがずしりと伝わる貴重な証言集である。

